

事 故 处 理 基 準

令和2年4月1日

西 尾 市 渡 船 事 業

目 次

第1章 総則

第2章 事故等発生時の通報

第3章 事故の処理等

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより事故等の処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは運航中の船舶に係る次の(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病、その他的人身事故(以下、「人身事故」という)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又は、その他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(具体例)

通常航行中、濃霧となり視界が急激に悪化したところ自船の位置を見失い、レーダーにより航行中、自船前方約20mに突然防波堤を認めたため機関を後進一杯に転じたところ、あと数10cmのところで停止したため、衝突をまぬがれた。

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ前条に定める事故以外の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者(運航管理者が船内に勤務している場合、陸上勤務の運航管理補助者をいう。以下、同様。)に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心掛けなければならない。

- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により行うものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに事故の状況について判明したものから逐次電話(FAXを含む。)又は、口頭で運輸局等に報告するものとし、インシデントが発生したときは、遅延なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。
- 4 非常連絡は、別表の「非常連絡表」により行うものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で運輸局及び海上保安官署等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

- (1) 全事故等に共通する事項
 - ① 船名 ② 日時 ③ 場所 ④ 事故等の種類 ⑤ 死傷者の有無 ⑥ 救助の要否
 - ⑦ 当時の気象・海象
- (2) 事故等の態様による事項
 - a. 衝突事故
 - ① 衝突の状況(両船の針路、速力、又は岸壁等への接近状況)
 - ② 船体、機器の破損状況

③ 浸水の有無（あるときは、d 項）

④ 流出油の有無（状況、防除措置）

⑤ 自力航行の可否

⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、船主、船長名及び連絡先

⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）

b. 乗揚げ事故

① 乗揚げの状況（針路、速力、海底との接触箇所、船体の傾斜、岸壁との関係等）

② 船体周囲の状況（水深、底質及び附近の状況、潮汐、波浪の状況）

③ 船体機器の損傷の状況

④ 浸水の有無（あるときは、d 項）

⑤ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否

⑥ 流出油の有無（状況、防除措置）

c. 火災事故

① 出火場所及び火災の状況

② 出火原因

③ 船体、機器の損傷の状況

④ 消火作業の状況及び消火の見通し

⑤ 爆発の危険

d. 浸水事故

① 浸水の箇所及び原因

② 浸水量及び増減の程度

③ 浸水防止の作業状況及び見通し

④ 船体、機器の損傷の有無

⑤ 流出油の有無（程度及び防除措置）

e. 強取、殺人、傷害、又は暴行等の不法行為

① 事件の種類

② 事故発生の端緒及び経緯

③ 被害者の氏名等

④ 被疑者の氏名等

⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等

⑥ 措置の状況

f. 人身事故（行方不明を除く）

① 事故の発生状況

② 死傷者又は疾病者数

③ 発生原因

④ 負傷又は疾病の程度

⑤ 応急手当の状況及び緊急下船の必要の有無

g. 旅客、乗組員等の行方不明

① 行方不明が判明した日時及び場所

② 行方不明の推定理由、推定日時及び場所

③ 行方不明の氏名、遺留品等

h. その他の事故

① 事故の状況及び原因

② 措置状況

i. インシデント

① インシデントの状況

② インシデントの原因

③ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置は、概ね次のとおりとする。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷の状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅延なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず、船舶の動静を把握できないときは、直ちに海上保安署等に連絡するとともに第4条に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき、又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき措置は、概ね次のとおりである。

- (1) 事故の事態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎等の手配など旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及び連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

事故処理組織表

	職務
市長	総指揮
総括管理者	市長補佐又は総指揮
安全統括管理者	
運航管理者	事故の実態の把握、事故関係の情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関する事項
旅客対策員 佐久島振興課渡船担当	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理、その他旅客対策に関する事項
貨物対策員 佐久島振興課渡船担当	貨物・手小荷物の損傷及び紛失の把握、貨物・手小荷物の引渡し、補償に関する事項
庶務対策員 佐久島振興課職員	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者への応対、救援物資の調達・補給、その他庶務に関する事項

2 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関して市長等の指揮に従わなければならぬ。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生した時は、乗船者に医師がいる場合は、その医師に協力を要請することとし、不在の場合は、別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は事故の処理後、海上保安官署等と連絡をとりつつ運航に支障のない限り事故の原因調査を行うとともに、捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

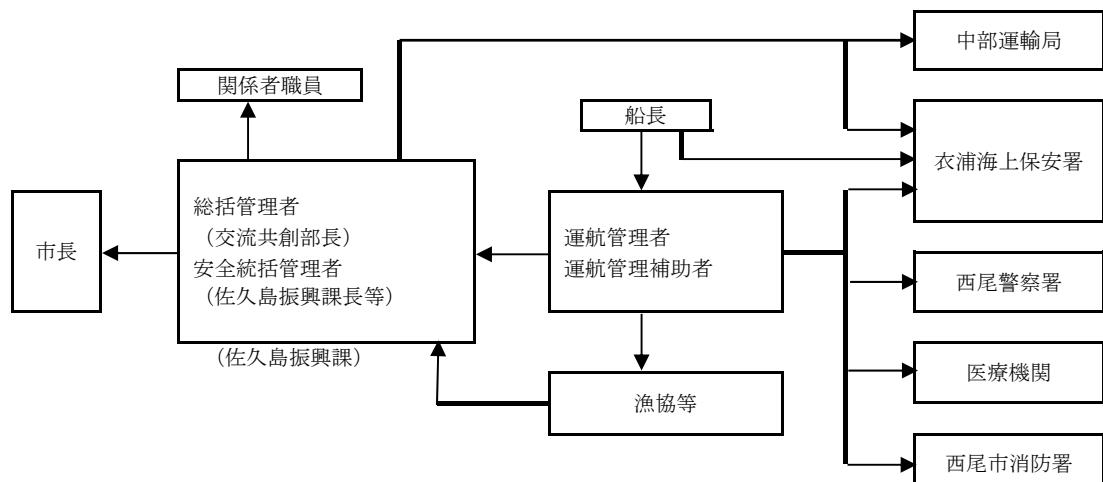
第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

	職名
委員長	市長
副委員長	総括管理者、安全統括管理者
委員	運航管理者、事業担当者、関係運航管理補助者

官公署連絡表

名称	所在地	電話番号
中部運輸局 運航労務監理官	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8012
衣浦海上保安署	半田市 11号地 2	0569-22-4999
西尾警察署	西尾市寄住町下田 14	0563-57-0110
西尾市消防署 本署	西尾市矢曾根町赤地 23-1	0563-56-2110
西尾市役所 本庁舎	西尾市寄住町下田 22	0563-56-2111
佐久島振興課	西尾市一色町小藪船江東 176	0563-72-9607

非常連絡表



医療機関連絡表

名称	所在地	電話番号
佐久島診療所	西尾市一色町佐久島掛梨 49-1	0563-79-1414
(医) 社団福祉会 高須病院	西尾市一色町赤羽上郷中 113-1	0563-72-1701
西尾市民病院	西尾市熊味町上泡原 6	0563-56-3171